

○ひたちなか市建築基準法の規定による意見の聴取に関する規則

平成7年1月17日

規則第8号

改正 平成10年3月31日規則第14号

平成12年3月31日規則第16号

平成13年3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の規定に基づき、市長が行う意見の聴取に関して必要な事項を定めるものとする。

(意見の聴取の請求)

第2条 法第9条第3項又は第8項（法第10条第2項、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項、第3項、法第90条第3項又は法第90条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、意見の聴取を行うことを請求しようとする者は、意見の聴取請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(意見の聴取の通知及び公告)

第3条 市長は、意見の聴取を行おうとするときは、開催日の3日前までに意見の聴取に係る事案の内容並びに意見の聴取の期日及び場所を意見の聴取開催通知書（様式第2号）により、当該処分に係る者及び法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）に規定する利害関係者に通知するとともに、これを公告するものとする。

2 前項の公告は、ひたちなか市公告式条例（平成6年条例第4号）第2条第2項に定める掲示場に掲示して行う。

3 法第46条第2項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）及び法第48条第14項に規定する意見の聴取の公告は、前項に規定するほか当該意見の聴取に係る位置にも公告するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、通知しようとする者の住所不明、連絡不能その他やむを得ない理由により、通知しようとする者への通知ができないときは、公告をもってこれに代えることができる。

(指定職員)

第4条 意見の聴取は、市長の命じた職員（以下「指定職員」という。）が議長となって行う。ただし、次の各号の一に該当する職員は、指定職員に命ずることができない。

(1) 当該処分に係る者並びに法第46条第1項（法第68条の7第3項において準用する場合を含む。）及び法第48条第13項に規定する利害関係者（以下「被聴取者」という。）と親族である職員又は親族であった職員

(2) 被聴取者の法定代理人、後見人又は保佐人である職員

(関係職員の出席)

第5条 市長は、必要があるときは、意見の聴取に係る行政機関の職員（以下「関係職員」という。）

の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

- 2 前項の場合においては、あらかじめ意見の聴取の事項、開催の期日及び場所を関係職員に文書で通知しなければならない。

(口述の審問)

第6条 意見の聴取は、公開とし、口述審問により行う。

(代理人)

第7条 被聴取者が意見の聴取に出席できない正当な理由があるときは、代理人を出席させることができる。

- 2 前項の規定により被聴取者が代理人を出席させるときは、委任状を意見の聴取の開始前までに市長に提出しなければならない。

(陳述による意見の聴取)

第8条 第6条の規定にかかわらず、被聴取者又はその代理人が意見の聴取に出席できない場合で、あらかじめ意見の聴取事項について陳述書を市長に提出しているときは、その陳述書及びその事項に関して調査に当たった職員が作成し、かつ、署名した調査書を朗読することにより口述審査に代えることができる。

- 2 意見の聴取に出席した被聴取者又はその代理人が指定職員の質問に答えず、又は指定職員の許可を得ないで退場したときは、前項の規定を準用する。

(意見の聴取の延期等)

第9条 被聴取者（法第48条第13項に規定する利害関係者を除く。）又はその代理人が意見の聴取に出席できない正当な理由があるときは、その理由を記載した意見の聴取欠席届（様式第3号）を意見の聴取開催の3日前までに市長に届けなければならない。

- 2 市長は、前項の届けがあり、その理由が正当であると認めたときは、意見の聴取の期日を延期しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定のほか、必要があると認めるときは、第3条の規定に基づき公告及び通知した意見の聴取開催の期日を延期して、意見の聴取を行う場合に準用する。
- 4 第3条の規定は、前2項の規定により期日を延期して意見の聴取を行う場合に準用する。

(意見の聴取の放棄)

第10条 被聴取者又はその代理人が正当な理由なくして意見の聴取に出席しないときは、意見の聴取の機会を放棄したものとみなす。

(証人及び参考人の出席)

第11条 被聴取者又はその代理人は、意見の聴取に際して、自己に有利な証人又は参考人を出席させ、かつ、有利な証拠を提出することができる。

- 2 前項の場合において、被聴取者又はその代理人は、意見の聴取の開始前までに、その旨を市長に届けなければならない。

(意見の聴取関係者の発言及び発言の停止)

第12条 意見の聴取においては、意見の聴取に出席した被聴取者若しくはその代理人、関係職員、証人又は参考人は、口述審問において発言することができる。ただし、当該関係職員が第4条第1項の各号の一に該当するとき及び傍聴人は、発言することができない。

2 前項の規定により発言しようとする者は、あらかじめ指定職員の許可を受けなければならない。

3 発言は、意見の聴取に係る事項の範囲を超えてはならない。

4 指定職員は、発言の内容が意見の聴取の範囲を超えていると認めるときは、その発言の停止を命ずることができる。

(意見の聴取記録)

第13条 指定職員は、意見の聴取の出席者の住所、氏名及び意見の聴取内容の要点を庶務担当職員に記録させ、保管しなければならない。

(会場の秩序保持)

第14条 指定職員は、場内を整理し、又はその秩序を保持するため必要があると認めるときは、意見の聴取関係者又は傍聴人の人数を制限することができる。

2 指定職員は、意見の聴取を妨害し、又は意見の聴取場所の秩序を乱す者に対して退場を命ずることができる。

3 指定職員は、意見の聴取の秩序を維持することが困難であると認めたときは、意見の聴取を閉会又は中止することができる。

(庶務)

第15条 意見の聴取に関する庶務は、都市整備部建築指導課において処理する。

付 則

この規則は、特定行政庁を設置した日から施行する。

付 則 (平成10年規則第14号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

付 則 (平成12年規則第16号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則 (平成13年規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

意見の聴取請求書

年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者 住 所

氏 名



(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日付で通知のありました措置について、次の理由により異議  
がありますから意見の聴取を行うことを請求いたします。

【請求の理由】

様式第2号(第3条関係)

ひ建指発第 号 年 月 日	
殿	
ひたちなか市長 <span style="float: right;">印</span>	
意見の聴取開催通知書	
<p>建築基準法第 条第 項第 号の規定により、次のとおり意見の聴取を行いますから、出席下さるよう通知します。</p> <p>なお、代理人を出席させる場合は、あらかじめ委任状を提出して下さい。</p> <p>出席しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなします。</p>	
記	
意見の聴取期日	年 月 日 午前・午後 時 分
意見の聴取場所	ひたちなか市
意見の聴取事項	

様式第3号(第9条関係)

意見の聴取欠席届

年 月 日

ひたちなか市長 殿

届出者 住 所

氏 名



(自署の場合は、押印は必要ありません。)

年 月 日付ひ建指発第 号による意見の聴取開催の通知を受けましたが、次の理由により出席できませんのでお届けいたします。

【欠席の理由】

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第9条関係)